

# 税務署からのお知らせ

## 所得税の確定申告の相談・申告の受付

期間 2月16日(木)～3月15日(水)

※土曜・日曜日を除く

※還付申告は1月4日(水)から行えます。

※春日部税務署では、2月19日(日)・26日(日)にも確定申告の相談・受付を行います。

時間 午前9時～午後5時

※受付は、午前8時30分～午後4時です。大変混雑するため、余裕を持ってお越しください。

内容 確定申告書の用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受、納付相談

### ▼申告書にマイナンバーの記載が必要ですが

平成28年分以降の申告書の提出時には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの



添付が必要となりました。

### ○本人確認時に使用する書類の例

(例1) マイナンバーカード

(例2) 通知カード(マイナンバー確認)、運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)

※控除対象配偶者・扶養親族にかかる本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

### インターネットで 便利に申告

### ○確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページ(Url: [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))の画面案内に従って、金額などを入力することで、自宅で確定申告書などを作成できます。

※作成した確定申告書などは、印刷して税務署へ提出できます。

## 公的年金等受給者の みなさんへ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税・復興特別所得税の確定申告の必要はありません。

ただし、所得税・復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告が必要となります。

なお、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で、所得税・復興特別所得税の確定申告の必要がない場合でも、住民税の申告が必要となる場合があります。

※住民税申告書の作成方法などの詳細については、市役所税務課へお問い合わせください。

### 問合せ

所得税・復興特別所得税の確定申告について／春日部税務署個人課税部門 ☎048(733)2111  
住民税申告について／税務課 ☎(43)1111 内線13  
3,134・FAX(43)1125

## お近くの税理士事務所でも 還付申告相談をお受けしています

お近くの税理士事務所所得税の還付申告の相談や確定申告書の作成が無料でできます。

※なお、税務署への提出は行いませんので、ご自身で提出してください。

期間 2月2日(木)～15日(水)午前9時30分～正午、午後1時～4時

※土曜・日曜日を除く

対象 つぎのいずれかの要件に該当する人(住宅借入金等特別控除を受ける人や給与・年金以外の所得がある人などを除く)

○年金を受給している人  
○給与所得者で医療費控除を受ける人

○年の途中で退職または就職した人で年末調整が済んでいない人

※相談内容により無料とならない場合もありますので必ず事前に各税理士事務所または事務局に内容や時間などをお問い合わせください。

### 用意するもの

①平成28年分給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票(源泉徴収税額のある人のみ)

②申告者本人名義の預貯金の口座番号が分かるもの

③社会保険料の控除証明書、生命保険・地震保険などの控除証明書(加入者のみ)

④医療費の領収書(1年間分の合計額を事前に計算)、保険などで補てんされた金額が分かるもの(医療費控除を受ける人のみ)

⑤申告書作成後、直接税務署へ持参する人は、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード、身元確認が可能な書類(運転免許証、健康保険証など)

### 問合せ 税理士会春日部支部

事務局 ☎048(738)7470  
※午前9時30分～正午、午後1時～4時にお願ひします。



# スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)が創設されました

問合せ 税務課 ☎(43) 1111 内線 133、134 ・ FAX(43) 1125

この特例が適用となるのは、来年、平成30年度(平成29年分)の申告からとなります。平成29年度(平成28年分)の申告は適用となりません。

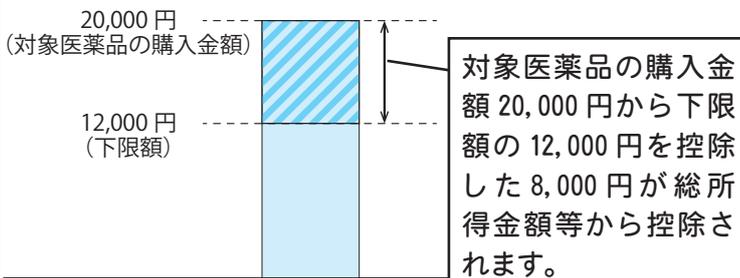
申告の際には、(1)～(5)の取組みを行ったことを明らかにする書類(結果通知表、領収書など)や対象医薬品の領収書が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

健康の維持増進および疾病の予防への取組みとして、下記の(1)～(5)のいずれかの取組みをする人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までに、自己または自己と生計を一にする配偶者、そのほかの親族にかかるスイッチOTC薬(下段参照)の購入費について、医療費控除の特例が創設されました。

スイッチOTC薬の購入費について、年間12,000円を超えて支払った場合に、その支払った費用(保険金などにより補てんされた金額を除く)のうち12,000円を超える金額(限度額は88,000円)が、その年分の総所得金額等から控除できる制度です。

この特例を受けるためには、確定申告(住民税申告)が必要です。また、この特例による控除と従来の医療費控除を同時に利用することはできませんので、ご注意ください。

## 【モデルケース】対象医薬品を年間20,000円購入した場合



- (1) 特定健康診査(いわゆるメタボ健診)
- (2) 予防接種
- (3) 定期健康診断(事業主健診)
- (4) 健康診査(いわゆる人間ドックなど)
- (5) がん検診

## スイッチOTC薬とは・・・

要指導医薬品および一般医薬品のうち、医師の処方が必要だった医療用薬品から転用され、薬局などで購入できる医薬品のことをいいます。

かぜ薬や胃腸薬、鼻炎用内服薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬などが対象となりますが、これらすべての医薬品が対象となるわけではありません。対象の医薬品については、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)をご覧ください。

セルフメディケーション  
税 控除 対象  
このマークが目印です!

# 幸手市ふるさとハローワークがオープン

2月1日

幸手市役所内に新たに幸手市ふるさとハローワークが開設されます。

ふるさとハローワークは、国と市が地域住民の就職促進と利便性向上を目的に共同運営する施設で、以下のサービスを受けることができます。

## 職業相談&紹介

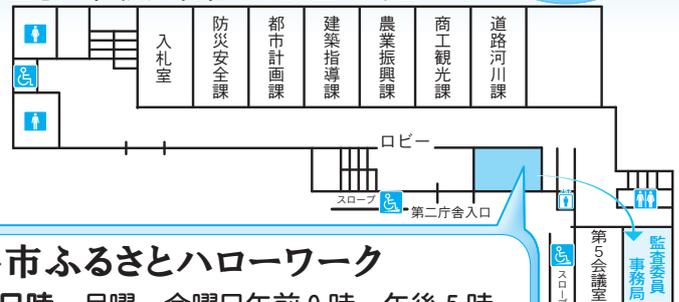
- ・相談員が常駐し、就職活動に関する相談や仕事の紹介を行います。

## 求人検索

- ・タッチパネル式求人検索機が5台設置され、簡単操作でハローワークと同様に全国の求人情報がご覧になれます。

※ふるさとハローワークでは、雇用保険や職業訓練の手続きはできません(手続きはハローワーク春日部へ)。

## 【案内図】市役所第二庁舎1階



## 幸手市ふるさとハローワーク

利用日時 月曜～金曜日午前9時～午後5時  
※祝日・年末年始を除く

問合せ ☎(43) 8609・FAX(43) 8619(2月以降)  
※1月中は、商工観光課(☎(43) 1111 内線 594・FAX(43) 1123)にお問い合わせください。

※ハローワーク新設に伴い、監査委員事務局の事務室が変更となりました。